

公 告

分契約担当官陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面会計隊本部業務科長 浅川 昇

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。
記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	数量	単位	履行場所	履行期間	備考
レンタルプロジェクター 賃貸借ほか 3 件	別紙内訳書のとおり			陸上自衛 隊朝霞駐 屯地	6.4.1～ 7.3.31	

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 令和 4・5・6 年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、「役務の提供等」が D 等級以上に格付されている者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科事務室
東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札日時及び場所

- (1) 説明会
実施しない。
- (2) 入 札
令和 6 年 3 月 13 日（水）09 時 50 分
東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C 庁舎 1 階 入札室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の 5/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、契約金額の 10/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分 1 日につき、契約金額の 1/1000 に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第 2 項に示した入札参加資格の無い者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の氏名が判明しがたい入札
- (5) 電報、電話、FAX による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出すること。
- (2) 契約金額が 50 万円以上の場合は契約書を作成し、契約金額が 50 万円未満の場合は契約書の作成を省略する。

(3) 適用する条項

ア 基本契約条項：「賃貸借契約条項」

イ 特約条項：「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」

9 その他

- (1) 入札参加希望者は3月12日（火）17時00分までに下記の連絡先へ一報すること。
- (2) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (3) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (4) 入札書が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (5) 本件の入札においては郵便入札を可とする。
初度入札において郵便により参加する場合は、3月12日（火）17時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (6) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時： 令和6年3月15日（金） 15時20分
イ 場 所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室
- (7) 再度入札において郵便により参加する場合は、3月15日（金）12時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (8) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (9) 本記載事項に関する問い合わせ
連 絡 先：東部方面会計隊本部 業務科 契約班 担 当：中尾(内線 5413)
T E L：048-460-1711（内線 5413） F A X：03-3924-4312（直通）
- (10) 仕様書等に関する問い合わせ
連 絡 先：東部方面指揮所訓練支援隊 担 当：小林（内線 3704）

内 訳 書

別紙

連 番	品 名	規格	単位	数量	備考
1	レンタルプロジェクター 賃貸借	仕様書のとおり	UN	3	仕様書番号2
2	レンタルプロジェクター（超短焦点） 賃貸借	仕様書のとおり	UN	1	仕様書番号2
3	レンタルプロジェクタースクリーン（80型） 賃貸借	仕様書のとおり	UN	2	仕様書番号3
4	レンタルプロジェクター台（ノートパソコン設置型） 賃貸借	仕様書のとおり	UN	2	仕様書番号3

仕 様 書		仕様書番号第 2 号 令和 6 年 2 月 8 日
件 名	レンタルプロジェクター レンタルプロジェクター (超短焦点モデル)	東部方面指揮所訓練支援隊 2 等陸曹 小林 大洋

第 1 総 則

本仕様書は、東部方面指揮所訓練支援隊において設置するレンタルプロジェクター及びレンタルプロジェクター (超短焦点モデル) に必要事項を規定する。

第 2 使用期間・地域等

(1) 使用期間

令和 6 年 4 月 1 日 (月) ～令和 7 年 3 月 3 1 日 (月)

(2) 使用地域

朝霞駐屯地 指揮所訓練センター

(3) 使用台数

スタンダードモデルプロジェクター 3 台

超短焦点モデルプロジェクター 1 台

第 3 一般的事項

(1) 器材の運搬、設置 (分電盤からの配線含む。)、撤収は本件に含む。

(2) 本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

(3) この仕様書に疑義のある場合、作業着手前に申し出て疑義の解決、又は意見の調整を得た後に着手するものとする。

第 3 製品に関する要求

(1) 性能等は、調達品目表による。

(2) 故障発生時の保守、交換を含む。

第 4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

調 達 品 目 表

仕様書番号	第2号		
調達要求年月日	令和6年2月8日	作成年月日	令和6年2月8日
物品番号		作成部隊名	東部方面指揮所訓練支援隊

1 調達品目

番 号	品 名	単 位	数 量
1	スタンダードモデルプロジェクター	台	3
2	超短焦点モデルプロジェクター	台	1
3	上記設置・撤収 ※既設分電盤からの電気配線含む。	式	4

注 以下、各品名は番号をもって示す。

2 性能等

(1) 共通事項

- ア 通常の配線要領で地上配線を実施。（1台あたり450W 超短焦点は1台あたり313W）
- イ スクリーンより3.1m～5.5m程度離れて使用する。超短焦点については25cm離れて使用。
- ウ 使用する映像ケーブルについてはHDMIケーブルを主として使用する。
- エ センター内戦場地域に設置する2台については、台付で容易に移動可能するものとする。超短焦点については、センター内保守室に設置し、台付で容易に移動可能するものとする。
- オ 第1会議室設置の3台は、接続ケーブルを含め仮固定的に使用できるものとする。
- カ 地震等による台からの転落防止措置を取るものとする。
- キ 期間内に発生する故障等の保守管理に必要な役務を含む。

(2) 規 格

- ア それぞれの規格は、表1－規格、表2－規格、表3－規格による。

表1－規格

番 号	形 状	出力光束	電 源	最大表示 解像度	備 考
1	スタンダードモデルプロジェクター	5,500lm	450W	WUXGA (1,920× 1,200ドット)	設置型

表2－規格

番 号	形 状	出力光束	電 源	最大表示 解像度	備 考
1	超短焦点モデルプロジェクター	3,600lm	313W	WUXGA (1,280×800 ドット)	設置型

表3－規格

番 号	概 要	備 考
2	スタンダード及び超短焦点プロジェクターにおける設置、撤収	設置後速やかに使用可能な状態とする。

- イ 設置地域の概要は、平面図（レンタルプロジェクター設置図及びレンタルプロジェクター設置図（超短焦点モデル））による。

平面図(レンタルプロジェクター及びレンタルプロジェクター(超短焦点)設置図)

